

復興過程をふまえた災害時要配慮者支援対策の構築に関する研究 [論文要旨及び審査の要旨]

著者	静間 健人
発行年	2021-09-20
学位授与機関	関西大学
学位授与番号	34416甲第849号
URL	http://hdl.handle.net/10112/00025747

[8]

氏名	しずま たけと 静岡 健人
博士の専攻分野の名称	博士（学術）
学位記番号	安全博第 18 号
学位授与の日付	2021 年 9 月 20 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
学位論文題目	復興過程をふまえた災害時要配慮者支援対策の 構築に関する研究
論文審査委員	主査 教授 土田 昭司 副査 教授 永松 伸吾 副査 教授 山崎 栄一

論文内容の要旨

審査対象論文は、地域防災において限られた支援資源をより効率的に運用するための方策の一つとして要配慮者の防災関与に焦点を当てたものである。要配慮者への支援対策では、支援対象者が多すぎるために地域防災の中で支援と結びついていないことが課題であるとの問題意識から、ケイパビリティアプローチの有効性を指摘している。ケイパビリティアプローチとは、被災した要配慮者に、自分にできることを気づいてもらい、自分が必要としているものについて自分にできることを積極的に実践してもらうことを手助けする災害対応支援である。本論文では、これまで着目されてきた発災前－避難行動－避難生活における要配慮者に、復旧・復興過程の要配慮者を含む広義の要配慮者をも想定してレジリエンスを高める支援対策について検討している。

本論文ではまず要配慮者の概念を整理している。要配慮者の概念は、行政機関において 1980 年代から着目されはじめ、1995 年の阪神淡路大震災を経て、災害弱者、災害時要援護者、要配慮者と変化してきた。2013 年の内閣府による取組指針において要介護高齢者、障害者、妊産婦、難病患者やアレルギー等の慢性疾患を有する人、外国人、避難途中や避難後に支援が必要となる人が要配慮者とされた。本論文では、2006 年に国連総会で採択された障害者の権利条約、2011 年に改正された障害者基本法、2015 年の仙台防災枠組などにも示されてきたように、災害時に合理的配慮が提供される対象は、幅広い概念へと拡がってきており、何らかの理由から災害対応が難しい人が要配慮者であるとの観点から、災害のフェーズに分けて要配慮者を再整理した。これに伴い復興時要配慮者という概念も導入している。

次に、ケイパビリティアプローチについて検討をしている。要配慮者にとって必要とする支援は個々の要配慮者ごとに異なる。例えば、一般的に高齢者と分類される 80 歳の男性で

あっても、経済的に豊かで、足腰も強く、地域活動にも積極的に参加している人もいる。そのような人を、80歳であるという理由だけで避難行動要支援者名簿に載せる優先度は低いであろう。そして、個々の要配慮者がどのような支援を必要としているかは本人が最も良く自覚できるであろう。そこで、被支援者に必要とする支援を積極的に表明してもらい、それを受けて効果的な支援の枠組みを作ってゆこうとすることがケイパビリティアプローチである。これにより、被支援者に自分でできることは自分で言い、“それでも無理なこと”を支援対象とすることができる。限られた支援資源のなかでより効率的に支援ができると期待できることから、被支援者と支援者が共倒れすることを防ぐこともできると考えられる。

具体的な実証研究として、大阪府中央区の事例と、東日本大震災の被災地である岩手県釜石市の事例を検討している。大阪府中央区の事例は発災時の支援に焦点を当てたものである。釜石市の事例は復興時の支援に焦点を当てたものである。

大阪府中央区の自主防災組織に関与している住民45名に対して2018年に質問紙調査を実施した結果、発災時に自分が災害に対応できると認識していた人、すなわち、「災害対応に対する自己効力感」が高い人ほど、近所の人などへの援助要請意図が高いことが明らかになった。この結果はケイパビリティアプローチにより地域社会全体の防災力が向上することを示唆している。

釜石市における復興支援についての調査研究では、単純なカテゴリ分類を念頭に置いた一方的な支援の限界を指摘している。調査は、2018年3月から6月の間に、釜石市のさまざまな住居形態が混在する地域において、応急仮設住宅・復興公営住宅・みなし仮設住宅（1,906世帯に配布、回収数604）と、一般住宅（2,391世帯に配布、回収数615）の居住者を対象として実施された。回答者の性別はほぼ同数であり、平均年齢は67歳であった。分析では、釜石市における住宅復興過程と主観的生活評価の関係を明らかにしている。震災前の住居形態、震災後の住居形態、現在の住居形態の変遷により、「持ち家:被害なし(N=107)」「持ち家:被害あり(N=175)」「持ち家:再建済(N=123)」「復興公営:永住(N=240)」「復興公営:未定(N=56)」「仮設:持ち家再建希望(N=100)」の6パターンが抽出された。主観的生活評価としては、生活ストレス、生活満足度、将来の希望、家族サポート、友人サポートなどが測定された。住宅復興過程、世帯年収などを説明変数とし、主観的生活評価を目的変数とする分析がなされている。その結果、生活満足度は世帯年収200万円未満の者で低く、世帯年収200万円以上の場合には現在持ち家の者が復興公営住宅の者よりもより高かったこと、ソーシャルキャピタルは世帯年収200万円以上の者では住居形態の変遷にかかわらず変化していなかったが、世帯年収200万円未満の者では住居形態の変遷によって変化していたことが明らかになった。すなわち、低所得者においては、復興公営住宅や仮設住宅などの住居形態に伴う人との繋がりのようなソーシャルキャピタルが生活満足度にとって重要であることを明らかにした。このことから本論文では、主観的測定変数の解釈についての限界を踏まえつつも、復興時の支援においては被災者の社会経済的資源を考慮する必要性を指摘している。すなわち、被災前の人との繋がりのようなソーシャルキャピタルは、復興時要配慮者というべき社会経済的資源が少ない低所得者にこそより必要であることを指摘している。

論文審査結果の要旨

本論文における要配慮者の定義の変遷にもとづく考察は高く評価できる。これにケイパビリティアプローチの観点から、被支援者の個別の事情にもとづいて被支援者に積極的に必要とする支援を表明してもらって支援をする在り方の提案は意義のあるものと認められる。特に、復興時における要配慮者について復興時要配慮者という概念を導入したことは有益であると認められる。

本論文では、これらについての実証研究として大阪府中央区における調査研究と、釜石市における調査研究を報告している。

大阪府中央区の自主防災組織関係者への調査は対象者数が少数ではあるものの、ケイパビリティアプローチによって要配慮者の自己効力感を高めることが援助要請意図も高めることを明らかにしており、ケイパビリティアプローチによって地域社会全体の防災力を高める可能性を示した点で評価できる。

釜石市における調査研究は被災後の復興過程に着目して、復興時要配慮者にカテゴライズされる低所得者においては、単に住宅支援をするだけでは十分ではなく、レジリエンスを高めるには人との繋がりのようなソーシャルキャピタルを向上させるケイパビリティアプローチ的な支援策が有効であることを示した点で価値があるものと評価できる。

よって、審査委員会は本審査対象論文を合格と評価する。